

## 平成23年度 第1回福祉のまちづくり推進審議会 会議録

- 日 時：平成23年7月21日（木） 午前10時30分から11時40分まで
- 場 所：府中市役所 北庁舎 第4会議室
- 出席者：（五十音順・敬称略）
  - <委 員> 13名
  - 阿部征二、大木榮詮、桑田智、小嶋澄子、下條輝雄、鷹野吉章、高橋登、  
豊田朗子、那須雅美、野沢邦江、野本矩通、吉田ヒサ子、和田光一
  - <事務局>
  - 福祉保健部長（鎌田）、福祉保健部次長兼高齢者支援課長（芦川）、地域福祉推課  
長（山崎）、地域福祉推進課長補佐（宮崎）、地域福祉推進課（小島、堀）
- 傍聴者：2名
- 議 事
  - 1 開 会
  - 2 あいさつ
  - 3 委員紹介
  - 4 事務局紹介
  - 5 議 題
    - (1) 正副会長選任
    - (2) 府中市の福祉施策について
    - (3) その他
  - 6 閉 会
- 資 料
  - 資料1 府中市福祉のまちづくり推進審議会委員名簿
  - 資料2 府中市福祉計画事業実施計画（平成21年度実績）
  - 資料3 府中市福祉計画
- 議事概要

事務局：皆さまこんにちは。本日はお忙しいなか、またお足元の悪いなかお集まりいただきありがとうございます。ただ今より府中市福祉のまちづくり推進審議会を開会いたします。

本日の会議は委員15名中13名の出席をいただいておりますので、府中市福祉のまちづくり条例施行規則第18条に規定する定足数を満たしておりますので、有効に成立しております。なお、欠席の委員さんは、石塚委員、武藤委員の2名で、都合によりご欠席との連絡をいただいております。

それでは、お手元に配布してございます次第に従いまして、進めさせていただきたいと思っております。

また、委員の皆様への委嘱状につきましては、机前にご用意させていただいておりますので、ご確認のほどよろしくお願いたします。

それでは、お手元に配布してございます次第に従いまして、進めさせていただき

たいと思います。

それでは、審議会委員の皆さまに市長よりご挨拶申し上げます。

野口市長、よろしくお願いいたします。

(市長あいさつ)

ありがとうございました。

次に、委員さんのご紹介ですが、当審議会委員名簿をお手元にお配りしてごいただきますので、ご参照いただきながら、阿部委員から順番に自己紹介をお願いいたします。

(委員自己紹介)

ありがとうございました。

続きまして事務局紹介に移らせていただきますが、ここで野口市長につきましては、次の公務が控えておりますので、これを持ちまして退席させていただきます。

それでは、事務局を担当いたします福祉保健部職員の自己紹介をいたします。

鎌田福祉保健部長からお願いいたします。

(事務局自己紹介)

それでは、議題に入る前に本日配布いたしました資料の確認をさせていただきます。

まずは本日の次第です。資料1は「府中市福祉のまちづくり推進審議会委員名簿」で、ございます。資料2は「府中市福祉計画事業実施計画（平成21年度実績）」で、ございます。続きまして「府中市福祉計画」の冊子とその概要版の3点でございます。

計画書につきましては、再任の委員さんにはすでにお配りしておりますので、貸し出し用となっておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございますが、不足などございましたら、事務局へお申し出願います。よろしいでしょうか。

なお、本日の会議には視覚に障害のある方と、聴覚に障害のある方がいらっしゃいますので、ご発言の際は挙手をしていただき、お名前をおっしゃってからお話しくださるよう、よろしくお願いいたします。

それでは、続きまして、5の議題に入らせていただきます。

まず議題の(1)「正副会長選任」についてでございますが、正・副会長につきましては、府中市福祉のまちづくり条例施行規則第16条第2項の規定により、委員の互選によることとなっております。いかがいたしましょうか。ご意見を賜りたいと存じます。

委員：和田委員を推薦します。

事務局：ただいま、和田委員を会長にご推薦の旨のご発言がございましたが、いかがでしょうか。

(異議なしとの声)

異議なしとのことですので、和田委員を会長に決定させていただきたい

と存じます。

副会長についてはいかがいたしますか。

委員：会長に一任。

事務局：副会長については、会長に一任とのご発言がございましたが、和田会長いかがでしょうか。

会長：鷹野委員を推薦します。

事務局：それでは、鷹野委員を副会長に決定させていただきたいと存じます。

おそれいりますが、会長・副会長には、ここで机の配置を変更いたしますので、お手数ですが、会長席、副会長席にお移り願います。

早速でございますが、和田会長・鷹野副会長に就任のご挨拶をお願いいたします。

会長：皆さんはじめまして。

私は府中市の押立町という、どちらかというと調布市の情報が入ってくるような地域にずっと住んでおりまして、25、6年になります。長い間、いろいろな施策をしているなということで見えていまして、それならこういう問題に対して市民の立場でぜひ意見を言いたいなということで、この審議会に参加させていただいたのが最初です。

その頃、東京都の地域福祉推進部というところにおりまして、地域のまちづくりのシステムを作っていた立場で、2年程前から創価大学の大学院のほうで教鞭を取っております。

3月11日に震災がありました。私も気仙沼のほうに、まちづくり学会の代表で行きまして、見させてもらいました。防災も含めてまちづくりということに対して再度洗い直しも含めて、皆さんのご協力を得ながら、府中市が安全、安心、そして皆さんがいきいきと生活できるようなシステムの答申を出したいと思っておりますので、ぜひご協力をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

副会長：副会長という重要な大役を仰せ付かりまして、身の引き締まる思いでございますけれども、非力ではあります和田会長を補佐できるように頑張ってまいりたいと思います。

福祉に関しましては、他にもいろいろ審議会があるかと思いますが、この福祉のまちづくり推進審議会は、ここにご参集いただいている方々をご覧いただければわかるとおり、高齢なり障害なりいろいろな領域を包括的にカバーしていく、府中市の福祉の総合的な、共通的な事柄に取り組んでいく審議会だと思っております。しかも、これまでのところでも施設整備等々、都市空間の改善というご意見がありましたけれども、そういった物理的な環境の整備ということにとどまらず、精神的な環境の調整、心のバリアフリーというようなことも含めて、ソフト・ハード両面にわたって福祉の向上に取り組んでいくということで、この審議会の果たす意義というのは大変重要なものがあろうかと思っております。そういったなかで、非力ではあります何とかお役に立てるように頑張ってまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局：どうもありがとうございました。

ここで、議事を進めるにあたり、傍聴希望の方がいらっしゃいますので、入場していただいてよろしいでしょうか。

(はいとの声)

それでは、傍聴者の方に入場していただきます。

それでは、5の議題の(2)の「府中市の福祉施策について」以降につきまして、会長さんに議事を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

会長：それでは、議事を進めさせていただきます。議題の(2)の「府中市の福祉施策について」ですが、事務局より説明をお願いいたします。

事務局：まず、本審議会の位置付けについて簡単にお話させていただき、その後「府中市福祉計画」についてご説明いたします。

先ほどから話題に出ております「福祉のまちづくり」につきまして、府中市では福祉のまちづくり条例という基本条例を作りまして、そのなかで取組みを規定しております。この条例の目的としては、ユニバーサルデザインの理念の下、府中市を高齢者、子ども、外国人などを含めたすべての人にとって、住みやすい、訪れやすいまちへと発展させるということになっておりまして、この一連の取組みを福祉のまちづくりと称しております。

これについてご審議いただくのが福祉のまちづくり推進審議会で、審議会については福祉のまちづくり条例第8条に規定されており、市の福祉のまちづくりに関する施策を計画的に推進する上で必要な事項を調査・審議する機関に位置付けられています。

具体的には、市で策定する「福祉のまちづくり推進計画」をはじめとする「府中市福祉計画」に関する事項を始め、福祉のまちづくり全般に関連する施策の実施に係る事項について調査・審議を行います。なお審議会は年数回、2～4回程度必要に応じて実施しております。

また、委員につきましては市長が委嘱する委員15名以内で構成されおり(条例第8条第2項)、委員の構成は学識経験者、高齢者及び障害者関係団体の関係者、事業者、公募市民などとなっています(規則第14条)。委員は任期2年で、再任可となっております(規則第15条第1項)。

委員の業務としては、審議会で調査・審議される事項について、調査及び検討・意見陳述・審議及び決定を行います。

参考までに、これまで審議会で審議された主な事項を申し上げますと、平成20年度には府中市福祉計画を構成する「地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画」に関する協議、平成21年度には福祉のまちづくり条例及び整備基準の改正に関する協議、平成22年度には地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の進行管理といったことになっております。

次に「府中市福祉計画」について、簡単にご説明させていただきます。

まず、福祉計画の上位に第5次府中市総合計画・後期基本計画がございます。総合計画というのは、福祉に限らず経済ですとか、文化スポーツですとか、展開している様々な事業の方向付けをするということになっています。その総合計画の下に位置付けられ、さらに詳細な計画を立てるということで福祉計画を策定させていただいております。

この福祉計画は、福祉分野における総合的計画と位置付けられており、現行計画については平成21年度から平成26年度までの6年間は計画期間となっております。また分野別に、①地域福祉分野の「地域福祉計画・地域のまちづくり推進計画」、②高齢者福祉分野の「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、③障害者福祉分野の「障害者計画・障害福祉計画」、④子育て支援分野の「次世代育成支援行動計画」、としてそれぞれ個別計画が策定されており、これらを取りまとめて「福祉計画」として策定しております。なお、各計画については国及び東京都の計画との整合性を図るよう策定されております。

計画の基本理念として、「安心していきいきと暮らせるまちづくりーみんなでつくる、みんなの福祉ー」を掲げています。表紙にも記載されております。この理念を支える4つの視点、すなわち①利用者本位の福祉サービスの実現、②生涯にわたって「自立」を支える福祉の実現、③地域で支える福祉の実現、④市民参加と協働による幅広い福祉の実現、を基本的な考え方としております。

具体的には、本計画では、利用者本人が主体的に福祉サービスを選択するという自由を尊重するとともに、行政をはじめとする様々な地域関係者が連携することにより、福祉を必要とする方を協働して支えあう仕組みづくりを推進することを目指しています。

施策体系及び取組内容ということで、14～16ページにございますが、福祉計画の基本理念に基づき、各個別計画について目標、方針、及び施策を定めています。分野ごとに対象者に応じた差異はありますが、共通の施策として、まず相談体制の充実及び福祉サービスの質の向上ということを掲げております。個別の施策では例えば、成年後見制度の利用促進を図るための権利擁護センター事業、相談窓口としての地域包括支援センターなどがあります。

2つ目に、地域におけるネットワークの構築支援があります。具体的な事業では例えば、高齢者見守りネットワーク、障害者分野の委託相談支援事業所などがあります。

3つ目が、福祉を支える人材の育成及び確保ということで、ボランティアセンター事業、保健福祉人材育成センター事業などを実施しております。

また本計画での全体的・重点的な取組内容としては、17～18ページになりますが、①災害時の総合的な支援システムづくり、②福祉を支え、福祉に参画する人材の育成、が挙げられており、これに従って事業が展開されています。

福祉計画のなかで本審議会が中心となって審議していくのが、地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画となります。本文では23ページからになりますが、計

画の構成としては、①現状と課題の提示、②計画における考え方・目標の設定、③重点施策及び目標に向けた取組の列挙、⑤計画推進の取組の例示、となっています。

地域福祉計画は、社会福祉法第107条に規定する「市町村地域福祉計画」の位置付けも持たせておりまして、「市町村地域福祉計画」ではその内容として、①地域における福祉サービスの適切な利用の促進、②地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項、③地域福祉に関する活動への住民の参加促進、に関する施策について盛り込むこととなっています。

地域福祉計画にも、福祉計画と同様に計画理念がありまして、本文36ページにございますが、「みんなでつくる、人にやさしいまちづくりの推進」を設定した上で、40～41ページに計画の基本目標として、①利用者本位の仕組み作りのために、②安心して暮らせるまちづくりをめざして、③いきいきと暮らしを支える仕組みづくりのために、④みんなで作る支えあいのまちづくりをめざして、⑤福祉のまちづくりを目指して、の5つを設定しています。

また、福祉のまちづくり推進計画については、福祉のまちづくり条例に基づき、福祉のまちづくりを推進するための施策についての計画となっており、主な取組としましては、①公共施設等におけるバリアフリー化の推進、②ユニバーサルデザインの理念に即した取組みの強化、などに関する施策について計画を策定しております。

具体的な内容としましては、本文63～68ページになりますが、①移動ルートの確保、②施設のバリアフリー化、③交通のバリアフリー化、④サイン・案内・誘導の整備、を掲げています。

さらに、平成21年度に改正された福祉のまちづくり条例に基づき、建物・空間などハード面のみならず、情報や意識・制度などのソフト面についても取組を強化し、ユニバーサルデザインの理念に基づく事業を推進しているところです。

以上、計画の概要についてご説明いたしました。実際にこの計画をどのように進めているかということにつきまして、審議会の活動内容としても申しあげましたが、進捗状況、実績の報告というのがございまして、PDCAサイクルという形で進めております。本審議会においても適宜、計画の進捗状況を報告させていただいて、その取組状況について評価をしていただくこととなります。

また、高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画、障害福祉計画については法令に基づき3年ごとに見直しを実施することとなっており、現在次期計画へ向けた見直し作業が進められているところです。平成24年度からは見直しされた計画に基づき各事業が実施されることとなります。

以上雑駁ではありますが、府中市の福祉施策ということでお話させていただきました。

会長：事務局から説明がありましたが、資料2の表紙を開いていただければ、下に図式で書いてありますが、府中市総合計画というのがあって、福祉関係については府

中市福祉計画ということになります。そのなかに、我々が担当いたします「地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画」があって、そのほかに高齢関係、障害関係、子ども関係があるということでございます。とりわけ、福祉のまちづくりについては府中市で条例を作っておりまして、それに則って運営をしていくという形になります。

どういうことをやっていくのかということについては、計画書の17ページをご覧くださいと、「福祉計画全体で取り組むこと」となっておりますが、そのなかで地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画にあっては大きくわけて2つ、①新たな支えあいの仕組みづくり、②ユニバーサルデザインの推進、が重点施策であり、44～46ページに詳細がございます。

これをうけまして、どういう具体的なことをするのかということで、42ページをご覧ください。計画の体系は5つありまして、①利用者本位の仕組み作りのために、から⑤福祉のまちづくりを目指して（物理的なバリアフリー）、ということで、この5つの目標をベースにして6年間の計画とするということです。

それから、目標の下に方針、施策が位置付けられていますが、これらが具体的にどういう形で動いていて、どういう実績があるかというのが資料2に記載されています。府中市ではどの程度進んでいるのか、あるいはこの辺が足りないのではないか、という形で論議していくことになるかなと思います。とりあえず、中間の報告を出したうえで、後期の3年間のシステムを審議していくというような流れになるかなと思います。

そもそもこの計画ができたのは、平成20年度に市民の方に対してアンケート調査をしております。そのデータが後ろのほうに載っておりますが、それをベースにしてこの計画の体系を作ったということを理解していただければと思います。

また、この計画にはユニバーサルデザイン、ノーマライゼーションなど、かなり横文字が出てきますので、語句の説明が250ページ以降にあります。

というわけで、中間報告を含めまして、こちらの資料を再度確認いたしまして、論議をさせていただくという流れになるかなと思います。

説明をさせていただきましたが、何かこの辺についてご意見はございますでしょうか。

委員：初めてですので、市の全体像を頭に入れておきたいのですが、府中市の総合計画の下に福祉計画があるということですが、ほかにどういう計画があるのでしょうか。

事務局：今お話いただきました総合計画は大枠で10年、そのなかで前期、後期の計画になっています。ほかにどのような分野の計画があるかということについて、生活・環境分野ですと「緑の基本計画」、文化・学習分野では「地域防災計画」、「男女共同参画計画」、「生涯学習推進計画」、都市基盤・産業分野ですと「都市計画マスタープラン」、「景観計画」、「交通バリアフリー基本構想」、といったものがあり、そのとりまとめをしているのが総合計画と考えていただければと思います。

会 長：府中市の計画はどのようなものがあるのか、委員で共有したいと思いますので、次回までに提示できるようにお願いします。

委 員：今回はユニバーサルデザインの考え方を反映した計画ということで、その以前と比較してどう変わったのでしょうか。

事 務 局：バリアフリーという考え方からさらに範囲を広げ、「誰でも」という形でのユニバーサルデザインの流れがございます。その流れのなかでの計画ですので、バリアフリーの考え方も含んでおりますし、高齢者、障害者に限らず、すべての人を含めた形でのユニバーサルデザインということで捉えていただければと思います。

委 員：そうすると、以前は一般の人を含めていない、障害者のための福祉計画で、それがユニバーサルデザインとなって、市民全員を含めた考え方となった。以前と比べると、一般市民が抜けていたものから対象が広がったという理解でよろしいでしょうか。

事 務 局：言葉として障害者に限定するのではなく、「誰でも」ということで、子どもから大人まで、外国人も含めて、使いやすくしていこうと考えいく方向性がユニバーサルデザインですので、視点が広がっているということでご理解いただければと思います。

会 長：ほかにありますでしょうか。

今日資料をいただいたわけですが、これを見てすぐに質問というわけにはいかないと思いますので、次回以降も論議していきたいと思っております。

基本的な考え方について、ユニバーサルデザインの内容については簡単ですが、256ページの用語集で説明をしています。バリアフリーを包括した考え方になります。バリアフリーには大きくわけて4つありまして、1つ目は物理的なバリアフリーで建物等に関するもの。2つ目は情報のバリアフリーで、震災に関しても情報が錯綜しておりますので、そういったことに対応していこうというもの。3つ目が、制度的なバリアフリーということで、法律等で規制されているという問題。4つ目が意識上のバリアフリーということで、通常言われる心のバリアフリーということ、偏見や差別というのが典型的なものです。

そういう4つのバリアが論議をされてきて、それを全員がそういうものについて平等に参加できるようなシステムを組んでいく、それがユニバーサルデザインということでございます。

そういうことを基本に考えていこうということですが、その考えの裏に1つはノーマライゼーションということで、255ページに書いてありますが、障害の方を含めてですが、当たり前で地域で、当たり前で生活を、当たり前のようにしていくシステムを考えましょうということなんです。

これはどちらかというと、高齢者、障害をお持ちの方を中心とした考え方ですが、この審議会の流れとしましては、253ページにありますソーシャルインクルージョンという考え方があります。包み込むという意味で、市民のなかにはいろいろな人がいますが、その人たちの違いを認めながら、ともに生きるシ

システムを地域社会のなかで作っていくということをベースにした考え方です。ですから、今回の地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画については、流れとしてソーシャルインクルージョンの考え方をベースにしたユニバーサルデザインという流れを基本にして計画を作っているということで理解をしていただければありがたいと思っております。

ほかにありますでしょうか。

委員：審議会の位置付けですが、何かテーマを与えられてその問題についてはこうだと何らかの結論が出ると思いますが、それがどのように市政に反映されるのでしょうか。

事務局：例えば、平成21年度に福祉のまちづくり条例の改正がございました。改正にあたりましては市議会の議決を経て改正されたわけですが、その前段として、福祉のまちづくり推進審議会以案についてご協議いただいて、こういう方向性でということで提言書を出していただきました。それに基づいて条例を改正させていただいたということがございます。

計画については6年間の中間の時期ですので、特に諮問ということはないのですが、計画の進行管理についてご意見をいただいて、市の施策に反映していくということになります。時期によってご協議いただく内容が変わってきますが、答申をいただくことによって、市の施策に反映していくということになります。

委員：条例を発議したいということでこの審議会に諮問をして、意見が出されたときに、意見の反映というのが、100%採用されるわけではないと思しますので、今までのケースでいきますとどれくらいの割合で反映されるのでしょうか。

事務局：内容によっても変わってくるのですが、福祉のまちづくり条例の例でいいますと、東京都にも同じ条例があって、その範囲のなかで改正したということがあり、いただいたご意見を必ずしも反映していないということがございます。

福祉計画については、いただいたご意見を反映させていただいておりますので、その意味では可能な限り反映させていただいているということになります。

委員：開催通知を点字でいただいて、会議資料も点字のものがあるのかなと思っていたのですが、ありませんでした。せめて次第とか審議会委員にどうの方がおられるのか、全部覚えることはできませんので名簿とか、ポイントで結構ですので点字の資料をご用意いただけると幸いです。

事務局：資料については可能な範囲で点字にできればよいのですが、ボランティアさんをお願いするという事で時間的な問題がございまして、なかなかご期待に添えないところがあるかと思っております。ですので、状況によってはご説明にあがりたいと思っております。また、会議録についてはテープに録音して確認をしていただいております。

会長：よろしいでしょうか。それでは、事務局から連絡事項についてお願いします。

事務局：次回の予定ですが、決まり次第、1ヶ月程度前には郵送にてお知らせしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

会 長：ほかになければこれで、第1回福祉のまちづくり推進審議会を終了させていただきます。おつかれさまでした。